

新興感染症に備えた医療措置協定について

- 改正感染症法(R4.12公布)に基づき、大阪府知事と医療機関との間で、新興感染症に係る医療提供について協議の上、協定を締結
- 医療機関は、新興感染症の発生・まん延時に、協定に基づいて医療を提供



協定締結までの流れ

医療措置協定や協定書の解説等はこちら

[大阪府 医療措置協定](#)



① 協定協議

② 協定締結

③ 協定指定医療機関に指定
府ホームページに医療機関名等を公表

医療措置協定について

※これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭におく

協定で想定している新興感染症は…

・新型インフルエンザ等感染症

・指定感染症

(当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る)

・新感染症

※感染症の性状等が事前の想定と大きく異なる事態であると国が判断した場合、府は協定内容の機動的な変更や状況に応じた柔軟な対応を行う。

協定指定医療機関として指定されます

・第一種協定指定医療機関

(病床確保に係る協定締結医療機関)

・第二種協定指定医療機関

(発熱外来又は自宅療養者等への医療提供に係る協定締結医療機関)

※指定基準を満たした医療機関を大阪府が指定

※協定指定医療機関における新興感染症の医療費については、

患者の自己負担分が公費負担の対象

※上記に係る協定を締結しない医療機関は指定の対象外

平時から対応すること

年1回以上、協定の措置の実施に関わることが見込まれる医療従事者等に対する、

・感染症に関する研修・訓練の実施

又は

・外部機関が実施する研修・訓練への参加の働きかけ

に努める

※年1回程度、G-MIS等で実施状況等の報告を求めます。



新興感染症の発生・まん延時に対応すること

・協定締結医療機関は、府知事からの要請を受け、協定に基づき、医療を提供

※医療機関が、正当な理由(※)がなく協定の措置を講じていないと認められる場合、府知事は、医療機関に対し、措置をとるべきことを勧告、指示、公表することが可能

(※)正当な理由(一例)

①医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合

②ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりに必要となる人員が異なる場合

③感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合 等

協定締結医療機関名等が公表されます

協定締結の内容毎に医療機関名を一覧化し大阪府のホームページにて公表

公表する協定締結内容

病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供

※発熱外来に係る協定締結医療機関のうち、核酸検出検査の実施が可能な医療機関とは、検査措置協定も含めて協定を締結

医療提供に係る予算措置等は…

・協定に基づく医療措置に要する費用については、国の診療報酬や補助金等の予算措置を踏まえ、府の予算の範囲内において補助

※詳細は新興感染症発生時に決定

※感染症法上、協定に基づく個人防護具の備蓄を推奨しています。備蓄については、医療機関の負担となります。

(国において補助制度が創設された場合を除く)

※流行初期期間に、病床確保又は発熱外来を行った場合の費用支給(流行初期医療確保措置)については、[こちら](#)をご確認ください。